

鎌倉審議 第 6 号
平成14年12月26日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 金 子 正 史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づき、平成14年12月12日付け鎌納第1868号をもって諮問のありました電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう下記の点に十分な配慮されるよう要望します。

電子計算機による個人情報の処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態で処理されることから、その取扱いに当っては、本件個人情報の特性を考慮して、より一層慎重な対応に心がけたい。

個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく諮問事項

| 番号 | 業務名 | 業務の概要 | 業務主管課名 | 導入年度 |
|----|--------|---|--------|--------|
| 1 | 滞納整理事務 | 市税滞納者の事務処理は、手書台帳に基づき業務を行っているところであるが、「滞納整理支援システム」を導入し電子計算機による事務処理を行うものとする。 | 納税課 | 平成14年度 |